

SUMMER

July 2023 no.178

Japan Association of Environment Assessment

JEAS

NEWS

特集

「生物多様性国家戦略 2023-2030」

特集

- 生物多様性国家戦略2023-2030の概要～ネイチャーポジティブの実現に向けて～ 2
- 生物多様性国家戦略2023-2030から考える新しい土地利用と生態系管理 6
- 2030ネイチャーポジティブ実現へ向けた都心の民間企業の連携の取組事例 8

エッセイ

- 棚田で円環的感性を取り戻す 10
認定NPO法人棚田ネットワーク事務局長 高桑智雄
- 北海道支部 自治体等意見交換会 12
- 東北支部 情報交換会 13
- JEASレポート 14
- 令和5年度通常総会／懇親会 16
- JEAS資格・教育センター便り 19
- 委員追加募集のご案内 19
- お知らせ 20



第11回 JEAS フォトコンテスト入賞作品／「釧路湿原と袋角」／撮影：金子賢太郎（（株）緑生研究所）



一般社団法人 日本環境アセスメント協会

特集

生物多様性国家戦略 2023-2030

2023年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定された。本国家戦略は、2022年12月にCOP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や世界・日本の社会的動向が大きく反映された戦略となっており、「生物多様性保全」×「気候変動対策」といったあらゆる社会課題に対するアプローチが示され、2030年目標としてネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め反転させる）の実現を目指すこととしている。今号の特集では、本国家戦略の概要のほか、我々アセス業界に大きく関わる土地利用と生態系管理、国家戦略の具体的実行部隊の一つである民間企業の取組事例について取り上げる。

生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要 ～ネイチャーポジティブの実現に向けて～

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 福井俊介

1. はじめに

2023年3月31日、わが国として第6次の戦略である生物多様性国家戦略 2023-2030（以下、「本戦略」）が閣議決定された。2022年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）における生物多様性保全のための新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（以下、「新枠組」）の採択から約3ヵ月、各国が新枠組を踏まえた生物多様性国家戦略の策定・改定を求められるなか、本戦略は世界に先駆けて策定された。

本稿では、本戦略が策定されるに至った経緯や概要について解説すると共に、本戦略が目指すネイチャーポジティブの考え方について紹介する。

2. 生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定経緯

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画である。わが国は、1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまで5回の見直しを行ってきた。

本戦略の策定経緯について解説するにあたり、ここ10年近くの生物多様性を巡る国際的な動向を踏まえることが肝要である。まず踏まえておきたいのが、2010年のCOP10

（愛知県名古屋市）で採択された2020年までの世界目標である愛知目標の達成状況の評価である。「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」（2020年）において、愛知目標の20の個別目標のうち完全に達成できたものはなく、部分的に達成できた目標も6に留まるという評価がなされた。これは、各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったことが要因とされている。このため、2050年ビジョンとして掲げられた「自然と共生する世界」を達成するためには、社会変革が必要との指摘がなされた。

新枠組は、愛知目標で掲げた「自然と共生する世界」を引き続き目指すべき2050年ビジョンとして掲げると共に、このビジョンに関係する目標として4個の2050年に向けたグローバルゴールと23個の2030年グローバルターゲットが設定された（図-1）。2030年グローバルターゲットは3つにグループ分けされており、最後のグループである「ツールと解決策」では、愛知目標の評価を踏まえ、社会経済等の間接要因やさらには社会の価値観と行動の変化を促す「社会変革」に関連する目標が設定されている。また、新枠組では、2015年に策定された2つの大きな目標であるSDGsとパリ協定の影響を強く受け、より包括的な世界目標として策定されている点にも着目したい。新枠組では社会や福利に貢献するターゲットが位置付けられているが、これはSDGsを色濃く反映したものと考えられ、

2050年ビジョン 自然と共生する世界	2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる
2050年ゴール A 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加 ・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加 ・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護 B 生物多様性が持続可能な利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化 C 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献 D 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保	2030年ターゲット (1) 生物多様性の脅威を減らす 1. すべての地域を参加型・統合的に生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く 2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く 3. 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30 by 30目標） 4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保。人間と野生生物との軋轢を最小化 5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする 6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減 7. 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減 8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じたを通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化 (2) 人々のニーズを満たす 9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす 10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献 11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与（NCP）の回復、維持、強化 12. 都市部における緑地、親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保 13. 遺伝資源及びデジタル配列情報（DSI）に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分（ABS）に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進 (3) ツールと解決策 14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民協定に統合することを確保 15. 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる 16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料産業の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生量の大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減 17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立 18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大 19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加 20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化 21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする 22. 先住民及び地域社会、女性及び幼児、子ども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保 23. 女性及び幼児の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保
	実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り込み

■図－1 昆明・モンテリオール生物多様性枠組の概要

目標設定やレビューメカニズムに関する考え方はパリ協定に準じたものである。

本戦略は、新枠組の採択後、できるだけ早く策定できるよう、2019年度より検討を開始し、こうした国際的な議論と並行して検討を進めてきた。まず、計9回の研究会が開催され、本戦略の策定に向けた課題の洗い出し及び方向性を示す報告書がとりまとめられた。報告書では、2030年までに取り組むべきポイントとして、①生態系の保全・再生の強化、②幅広い社会的課題への対応における自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）の積極的活用、③ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映、を掲げ具体的な施策の方向性を整理した。その後、計7回の小委員会、計3回の自然環境部会において、研究会の報告書の内容等を基礎として具体的な骨子案・素案の検討がなされ、最終的に新枠組の内容を踏まえた案を同小委員会・部会においてとりまとめ、実に約3年の歳月をかけて策定された。

3. 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

3.1 ネイチャーポジティブの実現に向けて

2030年までに達成すべき短期目標として掲げられた「ネイチャーポジティブ」こそ本戦略のキーワードであり、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることと本戦略内で定義されている。新枠組の2030年ビジョンとしてもその考え方が掲げられ、まさにそれに対応する形で位置付けられた重要な考えである。

ネイチャーポジティブを目指すには、これまでの自然環境保全の取組だけでは足りず、経済、社会、政治、技術すべてにおける横断的な社会変革が必要であり、また、社会変革を進めていくうえで、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーといった課題の同時解決やこれらの施策の相互連携が重要課題と指摘されている。まさにネイチャーポジティブとは、自然を社会・経済の基盤と捉えたうえで、今までどおりから脱却し、社会・経済そのものの変革にアプローチをしていく道筋を示した言葉なのである（図－2）。

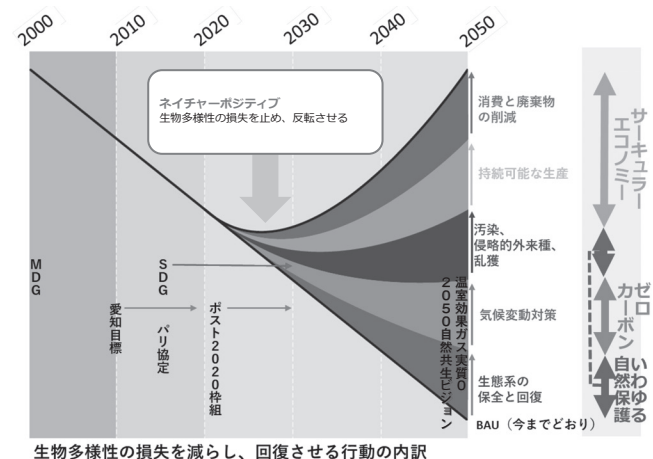
3.2 国家戦略を支える5つの基本戦略

ネイチャーポジティブを実現するために、本戦略では5つの基本戦略が掲げられた。各基本戦略の内容について紹介する。

■基本戦略 1 生態系の健全性の回復

これまでの生物多様性保全の取組により、わが国の生物多様性の損失速度は緩和されてきたが回復軌道には乗っておらず、生物多様性が直面する4つの危機の影響は依然として大きい。われわれの暮らしを支える多様な機能を十分に発揮させるために生態系の健全性の回復を目指すのがこの基本戦略である。

たとえば、2030年までに陸と海の30%以上を保全する30 by 30目標の達成は本戦略に位置付けられる取組で



■図－2 ネイチャーポジティブの考え方

出典：「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」を基に作成

ある。わが国では 30 by 30 目標を達成するために、新枠組の採択に先立ち目標達成までの具体的な方策や行程をまとめた「30 by 30 ロードマップ」を 2022 年 4 月に公表し、その後、本戦略に附属書として組み込んだ。このロードマップでは、単に保全面積を拡げるのではなく、企業や地方公共団体、国民一人一人の力を合わせて目標達成を図ること、人と自然の結びつきを取り戻すことを重視している。たとえば、有志の企業・地方公共団体・団体等による有志連合（生物多様性のための 30 by 30 アライアンス）を通じて、30 by 30 目標に係る先駆的な取組を促すと共に、地域主体での取組を一層促進するために、個人・団体等が参加しやすい経済的措置も活用したインセンティブの創出について検討している。目標達成のキーとなるのが、OECM（Other Effective Area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）である。OECM の設定推進のため、民間の所有地等を「自然共生サイト」として認定する仕組みについて、2023 年度から運用を開始し、同年中に 100 箇所以上の認定を目指している。

■基本戦略 2 自然を活用した社会課題の解決

わが国では、人口減少や気候変動にともなう社会課題が顕在化しており、また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の経験も踏まえて、人と自然の関係の在り方や自然の活用方法が問われている。このため、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決を図ることを目指すのがこの基本戦略である。

特に、気候変動対策と生物多様性保全という、持続可能性のための目標を相反させずに同時達成することの重要性を強調する動きは国際的に活発化している。たとえば、2022 年 11 月に開催された国連気候変動枠組条約の第 27 回締約国会議（COP27）における「シャルム・エル・シェイク実施計画」において、気候変動の緩和・適応策に生態系の保護・保全・再生が果たす役割の重要性が指摘された。こういった背景にともない重要視されているのが、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会課題の解決に繋げる考え方である NbS である。たとえば、森林を健全に管理・保全することで CO₂ の吸収源となり、また森林の持つ保水機能が洪水の緩和にも寄与するなど複数の効果をもたらす観点から費用対効果の高い施策として期待されている。NbS を気候変動対策や持続可能な生産・消費にも活用し、生物多様性保全や自然資本の適切な管理を自然環境保全以外の取組にも組み込んでいくことがネイチャーポジティブを達成するために非常に重要である。

■基本戦略 3 ネイチャーポジティブ経済の実現

ネイチャーポジティブの実現にあたっては、直接要因のほか、持続不可能な生産・消費形態を生み出す経済システムや技術開発といった、間接要因による負荷に対処することも重要である。このため基本戦略 1・2 とは違い、基本戦略 3・4 はこうした間接要因への対応や社会変革へのアプローチに主眼を置いている。基本戦略 3 では経済における変革に焦点をあて、ビジネスにおける生物多様性の保全をリスクではなく機会と捉え、保全に資する技術・製品・サービスを開発・展開し、生物多様性・自然資本の観点を事業活動に統合させること等を目指す。

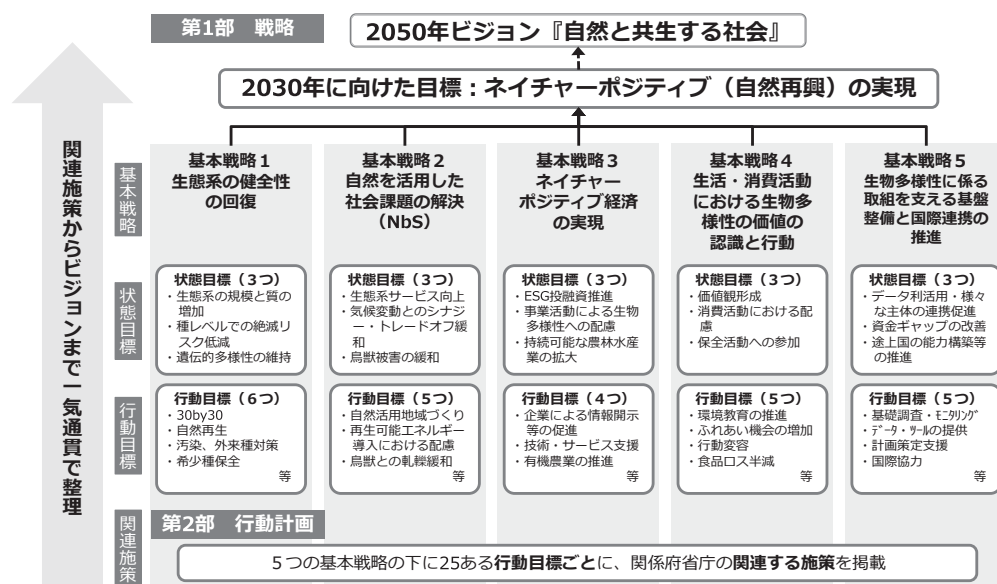
世界経済フォーラム（WEF）が 2020 年に発表した報告書では、世界の GDP の半分以上（44 兆ドル）は自然の損失によって潜在的に脅かされており、ネイチャーポジティブ経済に移行することで 2030 年までに 3 億 9,500 万人の雇用創出と年間 10.1 兆ドル（約 1,070 兆円）規模のビジネスチャンスが見込めると指摘している。こうしたなかで、企業活動における自然資本及び生物多様性への影響や依存及びそれらを踏まえたリスクや機会を適切に評価したうえで、目標を設定し開示するための枠組として自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Task force on Nature-related Financial Disclosures）が 2021 年に立ち上がり、2023 年 9 月の開示枠組最終版の公表に向けて議論が進んでいる。また、今年 4 月に札幌市で開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合で、ネイチャーポジティブ経済に関する知識の共有や情報ネットワークの構築の場として「G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンス」が立ち上げられた。

また、生物多様性と農林水産業の関係についても着目したい。2021 年 9 月に開催された国連食料システムサミットにおいては、食料生産が最大で 80% の生物多様性の損失の要因となっていると指摘している。持続可能な食料システムの構築を通じた環境負荷の低減に取り組むことも本基本戦略の重要なテーマである。

■基本戦略 4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

生物多様性の危機の根底には、その重要性に対する知識の不足・無関心及び生物多様性の価値が統合されていない社会構造がある。自然は人類の生存・生活に不可欠な存在であり社会経済の基盤であるという価値観を、社会に広く浸透させると共に、行動を促す枠組づくりを行い、一人一人の具体的な行動に繋げていくことが必要である。

たとえば、わが国での消費活動はサプライチェーンを通



■図-3 生物多様性国家戦略 2023-2030 の構造

して海外の生物多様性にも影響を与えており、消費活動における行動変容は重要なテーマと言える。地産地消の推進や食品ロスの削減、木材等の再生可能な資源を利用した製品や再生品の優先的な購入や、生物多様性に配慮した環境ラベル製品、認証品や地理的表示等を踏まえた選択などは地域の自然資源の持続可能な利用に繋がり、ひいては生物多様性保全に貢献するものである。これらの取組を促進するため、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーといったほかの環境や社会課題への対応と連携を図ることも重要な観点である。

■基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

生物多様性保全は、さまざまな主体による取組に支えられており、それらの主体による取組や連携を促す情報や技術の整備・発信や、地域レベルでの計画の策定、人材育成、活動支援等が必要である。また、わが国の海外への資源の依存や、国際的な物流等によるわが国の生物多様性への影響の状況を踏まえ、国を越えた保全と持続可能な利用に係る協調的な取組や情報・技術の共有が必要である。こうした観点から、基本戦略5は基本戦略1～4を支え、世界的な生物多様性保全に資する内容と考えることができる。

生態系の健全性を回復させること（基本戦略1）で人類の存続基盤が確保され、その基盤のうえで生じる社会課題を、健全な生態系が発揮する機能を活用し解決すること（基本戦略2）で、自然の恵みが持続的に維持され、回復する。このように自然の恵みを享受し利用するなかで、理解が醸

成され、自然や生態系への配慮や評価が組み込まれた経済の仕組みを構築する（基本戦略3）と共に、人々の行動変容（基本戦略4）を促す。こうした社会経済の変革により、更なる生態系の健全性に寄与する好循環が生まれる。そして基盤となる情報整備や国際連携を進めること（基本戦略5）が、これらの取組を支える軸となる。

まさに本戦略を支えるこの5つの柱は、独立して存在しているわけではなく、

相互に関連してネイチャーポジティブに向けた道筋を示しているのである。

3.3 国家戦略を動かす仕組

ネイチャーポジティブ達成のためには、本戦略で掲げた内容を実行するだけでなく、必要に応じて軌道修正を行いながら取組を進めていく仕組が非常に重要である。

本戦略では、5つの基本戦略のもとに、状態目標（あるべき姿）を全15個、行動目標（なすべき行動）を全25個設定すると共に、第2部（行動計画）において、第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の関連する具体的施策（367施策）を紐付けることで、個別施策から行動目標、そして2030年のネイチャーポジティブの実現までを一貫通貫で結びつけ、進捗状況を効果的に管理できる構造とした。また、国別目標である「状態目標・行動目標」の達成状況を測るための指標を設定すると共に、指標や関連施策の定期的な点検・評価を、基本的に2年に1度実施することとしている。

4. おわりに

本戦略はネイチャーポジティブを達成するために必要な要素を多分に盛り込んでいる。本戦略は策定されたばかりであるが、今後本戦略に沿って取組を進めていくことが重要である。本戦略内でも記載しているように、これだけの分野横断的な取組を進めていくためには国だけではなく、あらゆる主体が参加、連携、協力、協働、行動することが必要である。各主体ができることを推進し、ネイチャーポジティブの実現に向けて共に歩みを進めていただきたい。



生物多様性国家戦略 2023-2030 から考える 新しい土地利用と生態系管理

国立研究開発法人 森林研究・整備機構理事長 中静 透

1. はじめに

日本の新しい生物多様性国家戦略は、生物多様性条約 COP15 で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」の内容に沿って、世界に先駆けて策定された国家戦略である。このなかでは、2030 年までに生物多様性を含めた自然資本を回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）ことを大きな目標として、1) 生態系の健全性回復、2) 自然を活用した社会課題の解決（NbS：Nature based Solutions）、3) 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済（ネイチャーポジティブ経済の実現）、4) 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、5) 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進という、5つの基本戦略からなる。このうち、1) では OECM を含む 30 by 30（後述）が大きな話題となっており、新しい形での生物多様性の保全が提唱されている。また、2) で目指す NbS のなかには、防災・減災など社会課題の解決に生態系を活かすという点から、新たな土地利用や生態系管理などが問題となるだろう。3) と 4) では、こうした取組を進めるうえで効果的な社会・経済的メカニズムの構築を目指している。このような、ネイチャーポジティブに向けた土地利用や生態系管理の考え方について、述べてみたい。

2. 生態系の健全性回復

新しい国家戦略で保全関係者に最も注目されているのは、2030 年までに生物多様性の保全地域の面積割合を陸・海共に 30% 以上を目指すという、いわゆる 30 by 30 であろう。現在、陸域の 20.5%、海域の 13.3% が保護地域となっているので、陸域ではさらに 9.5% もの地域（面積にして約 3,500 万ヘクタール）を保全地域にする必要がある。国立公園など既存の保護地域の拡充だけでは限界がある。したがって、今後は保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective Area-based Conservation Measures）の設定により、この目標達成を目指すことに

なる¹⁾。まず、さまざまな形で生物多様性の保全効果が期待できる区域を、「自然共生サイト」として国が認定し、そのなかから既存の保護地域との重複を除いた部分を OECM として国際データベースに登録する、という枠組みになる。この場合、必ずしも生物多様性保全を目的として管理している場所だけでなく、企業の水源の森、管理された里地里山や森林施業地、企業敷地内や都市にある緑地、研究や環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の土地・河川敷、試験・訓練のための草原、沿岸の干潟など、管理の結果として生物多様性の保全効果を持つ区域が該当し得る。すでに、認定が試行されており、認定条件や OECM としての登録への道筋なども整理され、2023 年 4 月からは申請受付も始まっている。そのための評価や管理、モニタリングなどの技術や提案が必要になる。

3. 自然を活用した社会課題の解決

国家戦略の 2 つ目の基本戦略となっている NbS は、生物多様性を持つ多面的な生態系サービスを社会・経済問題に活かそうというもので、IUCN では、NbS の国際的スタンダードを公表している²⁾。そのなかでは気候変動、災害、経済・社会、健康、食糧、水、環境などが NbS の対象となり得ると述べられているが、そのほかにもエネルギー、文化・教育、さらにはこれらを統合する意味で地域問題などにも適用できる可能性があり、その動向は国際的にも国内的にも強まりつつある。

たとえば、気候変動に関しては、森林や土地利用による緩和策が効果的でコストの低い手法であると言われているのに加え³⁾、生態系を利用した適応策（EbA）なども話題となっている。一方、自然エネルギーの利用と生態系の間にはシナジーもコンフリクトも存在する。防災・減災に関しては、東日本大震災以来、Eco-DRR、グリーンインフラストラクチャーなどのさまざまな効果や技術が開発・紹介されるようになった⁴⁾。COVID-19 のような人獣共通感染症の発生が農業の集約化や森林の減少と関係しているとい

う報告などもあり、こうした人間の病気と野生生物や生態系の健全性は関連性が高く、一体として対策を考えるべきだとする One Health の考え方も知られてきた⁵⁾。食糧や農業に関しても、農林水産省が気候変動や生物多様性の問題との関連性を強く意識したみどりの食料システム戦略⁶⁾を打ち出している。つまり、生物多様性の維持・回復を意識した土地利用が社会の持続可能性にも繋がるというシナジー効果が期待されている。

とはいえ、行政においては、気候変動も防災も健康も農業も、それぞれ土地利用や生態系管理とはほぼ独立して計画されているのが現実であり、こうした考え方はまだまだ主流化しているとは言えない。これらの相互関係をきちんと位置付けた総合的な計画の策定やその具体的提案や技術開発が望まれる。

4. 効果的な社会・経済的メカニズム

名古屋で開催された COP10 以来、生物多様性や生態系の価値を自然資本として経済評価しようとする動きが進み、生態系サービスに対する支払いなど新たな経済メカニズムを導入する提案がなされてきた。さらに、2017 年には企業活動による温室効果ガスの排出量やその削減対策を情報開示させることで、金融業界がその企業の持つリスクと機会を評価する仕組み（TCFD）が設立された⁷⁾。これに倣って、生物多様性についても、2022 年に自然関連情報に関する情報開示（TNFD）が急速に進んだ。グリーンボンドやインパクトファイナンスなど、サステナブルファイナンスの対象や評価基準としても、生物多様性や生態系が取り上げられるようになっている。社会貢献としてではなく、原料や資金の調達、立地など本業部分での自然に対する配慮が企業業績を左右するという状況に、多くの企業が本格的な取組を開始している。

こうした経済界の状況は、OECM や NbS などに対して、経済的なインセンティブを高めるメカニズムとなる可能性が大きい。食品や水などの調達と OECM が結びついたり、NbS がサステナブルファイナンスと結びついたりすることにより、保全にとっての資金提供が進むと同時に、企業側の自然配慮に対する評価が高まるという関係が生み出されるケースは少なくないだろう。ただし、国際的な企業では、その認識や評価システムが着実に動きつつあるものの、国内中心の企業や地方金融などの取組はやや遅れている。

一方で、4) の基本戦略で言われている消費者など一般市民の行動変容については、まだ大きな課題が残っていると思う。この数年間で、持続可能な生産などの認証や環境

に対する取組の情報開示も進んで、企業間の取引は急速に変化しつつある。しかし、認証制度などが一般消費者の消費行動に結びついているとは必ずしも言えない。NbS に関しても、意識の高い事業者には認識が深まっているものの、事業を発注する側には縦割り行政や、住民の低い認識が弊害となるケースがまだ多いのではないかと。行政や企業、一般消費者に対して、こうした新しい土地利用や生態系管理のメリットと具体的な方策を積極的に提案していくことも重要であろう。

5. おわりに

このように国家戦略とその周辺の動向を見てくると、OECM にしても NbS にしても、それらに関わるステークホルダにとって、生物多様性との関係やそれぞれの役割が見えやすい形になったことは明らかだと思う。また、基本戦略 5 で述べられているような、情報の地理化、予測モデル、シナリオ分析などのツール開発も進みつつある。しかし、目標の達成には、国家戦略で意識されているような NbS や OECM と経済を結びつけるような枠組みを利用して、もう一段の主流化が必要であろう。

主流化を考えるとときに、もう一点気になるのは「ネイチャー」という語である。最近では、IPBES が生態系サービスに替わる語として使う NCP（Nature's Contributions to People）、自然資本、ネイチャーポジティブ、NbS、TNFD など、生物多様性や生態系ではなく、「ネイチャー」という語がより使われるようになっている。非生物的自然を含んだより広い意味を持つのはもちろんであるが、企業や行政、一般消費者などにとって、より身近な語となっている印象を受ける。生物多様性は分かりにくいと言われ続けてきたが、それぞれのステークホルダとの関係や果たすべき役割が理解でき、それぞれの行動変容を促しやすい語なのではないかと考えている。

参考文献

- 1) 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議(2022)30 by 30 ロードマップ
- 2) IUCN (2021) 自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準 NbS の検証、デザイン、規模拡大に関するユーザー フレンドリーな枠組み 初版、グラン スイス：IUCN
- 3) IGES (2019) IPCC 特別報告書「気候変動と土地（Climate Change and Land）」
- 4) グリーンインフラ研究会（編）（2017）「決定版！ グリーンインフラ」、日経 BP
- 5) FAO (2022) Quadripartite One Health Intelligence Scoping Study. Actions to develop an effective Global One Health Intelligence System
- 6) 農林水産省（2021）みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
- 7) TNFD (2023) The TNFD Nature-related Risk and Opportunity Management and Disclosure Framework Final Draft - Beta v0.4

2030 ネイチャーポジティブ実現に向けた 都心の民間企業の連携の取組事例

取材協力・資料提供：一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会
(エコツェリア協会) 専務理事 竹内和也
ディレクター 松井宏宇



取材時の様子

2007年に設立された一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会（通称:エコツェリア協会、以下、「本協会」という）は、一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会及びNPO 法人大丸有エリアマネジメント協会と連携して大手町・丸の内・有楽町（通称：大丸有）エリアのまちづくりを支える団体である。大丸有エリアでは2000年より「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」を策定し、社会・経済情勢の変化に応じてその内容を進化させており、本協会では本ガイドラインに基づきより良いまちづくり、社会課題解決を目指してさまざまな活動を展開している。「生物多様性国家戦略2023-2030」では、民間事業者の果たす役割は大きいとされており、大丸有エリアでの取組についてお話をうかがった。

1. 「エコツェリア協会」とは？

昨年15周年を迎えた本協会は主にサステナブル分野に対応し、設立当初は、エリアの地権者や新丸ビル内の企業と連携して環境報告書を作成するなどの取組を行っていた。その後、環境対応型の事業ビルを推進する目的で、まちや建物を活用して空調や照明に関する実験を行うなど、先進的な技術の導入による事業化検討と普及活動なども行っている。

大丸有は日本経済を牽引するエリアとして、持続的な価値創出・向上による国際競争力の強化を図っており、本協会の活動に参加する事業者には、同じ志を持ってエリア価値の好循環を目指し、産官学連携を志向したまちづくりに取り組む方も多い。

また、本協会が運営する「3×3Lab Future」では、個人会員（約350名）が自由に交流できる場を提供して、地方創生や社会課題の解決に向けたワークショップ等を行う



交流活動施設
「3×3Lab Future」

など、個人と個人をつなげることで取組を推進するプラットフォームとして機能させている。

2. 連携の意義～エリア全体の価値の向上を目指して

協働連携により大丸有エリアの価値を高めることが「サステナブルな社会づくり」には欠かせない。エリア内の多様な主体や、「環境」「経済」「社会」がつながり、一体となって課題解決、エリアの価値向上を図るからこそ、都市間競争に強い、レジリエンスなまちづくりが可能になる。その先進エリアでありたい。また、全国・世界規模で各地に事業所を持つ企業が多いエリアであり、それらの企業がガバナンスを発揮すれば、より広いエリアに効果をもたらすことができる。

たとえば、省エネ法などの法令への対応について企業間で情報を共有している。また、都市の生きもの調査は、当初丸の内と有楽町を対象にしていたものをより広域（現在、北は神田から南は日比谷まで）で実施し、緑の連続性に配慮した取組となった。また、「3×3Lab Future」のある大手門タワー・ENEOSビルでは、皇居のお濠の水質浄化にも取り組む。ビルの地下に備えた浄化施設と貯留槽に、大手濠から取水・浄化した水を貯留し、水位の下がる時期に放流することで、日比谷濠の浄化施設と連携して水質改善に貢献する仕組みだ。こうした広域での連携を通じてさらなるエリアの価値向上を目指したい。

3. 「生物多様性国家戦略 2023-2030」の目標実現に向けて

3.1 都市のネイチャーポジティブをどう捉えるか

大丸有エリアは高層ビルが林立するが、近年、再開発にともない新たな緑地が多く創出され、緑の総量が増えつつある。それらの緑地は、生態系ネットワークのなかのコーリドーとして、豊かな生態系を持つ皇居の緑を周辺につなげる重要な役割を有し、個々の緑地の質の向上により生きもののハビタットとなることに加え、人にとってもまちの快

適性向上という価値につながる。これらの理解を深めてもらうための意識改革にアプローチすることは、国家戦略に照らすと、まさにネイチャーポジティブにつながる取組である。

大丸有エリアには緑地の生物多様性評価のひとつとして、一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）の生物多様性保全を推進するABINC 認証を取得している企業・緑地が見られる。こう



大丸有の緑地～ホトリア広場～

した各企業・緑地の取組の効果と価値を高めていくため「大丸有エリア生物多様性連絡会」を組成し、生物多様性に配慮した質の高い都市の緑のネットワーク形成に向けて取り組んでおり、本協会はその事務局を担う。

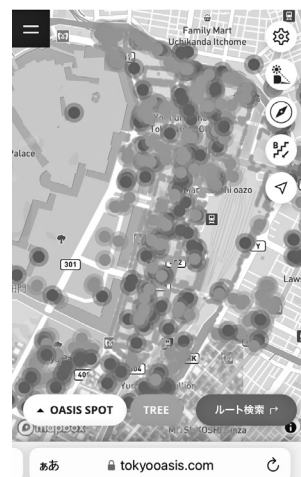
これらの取組を推進するなかで、皇居の生態系がもたらす生物多様性とその恵みを、エリアを越え波及させていくには、地域の特性を踏まえたアプローチ、方法が必要である。隣接する神田エリアは、中小企業や商店街、個人事業者も多く、一足飛びに緑を増やすことは難しいが、河川の橋洗いや祭りなどのイベントを通じ地域の方々と交流を続け、このエリアらしく水辺を活用する取組等を模索しながら連携の効果を期待したい。また、地域的なつながりのある本郷エリア等とは、大学との連携によりサイエンス、テクノロジー、芸術などの広い分野で専門的な知見を深め、実証実験を行いながら着実に関わっていきたいと考える。

3.2 ネイチャーポジティブ経営をどう実現するか

有力企業が集積する大丸有であるからこそ、国家戦略に示された「ネイチャーポジティブ経済の実現」には積極的に貢献していく必要があると考える。ただ、現段階では、実施に至る道筋を模索し、手探りで進めている状況である。今後、ネイチャーポジティブ経営につながる勉強会やワークショップの開催なども検討していきたいが、体系立った指標が示されていないネイチャーポジティブや、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の個社の生物多様性への依存や影響を捉える考え方は、現時点ではエリアでの連携による取組につなげにくく、面的な連携を必要とする生物多様性の機能が断絶されないか危惧している。ただ、TNFD では上下流との関わりが位置づけられ、原材料調達とも関連付けて考えやすくなった面がある。ネイチャーポジティブは、都市のサイトレベル、エリアレベルで取り組むとともに、上下流でも取組を進めることで実現に近づきそうだ。

3.3 都心での「自然を活かした解決策（NbS）」とは

都心であるがゆえに限られた緑地や街路樹など自然の力がもたらす効果は重要である。本協会が事務局を務める「Green Tokyo 研究会」では、快適に過ごせる空間の情報を提供するまち歩き WEB サービス「TOKYO OASIS」を運用しており、2020 年に東京オリンピックの際の酷暑対策に、建物や街路樹の日陰を活用した日陰ルートの検索ができるサービスをスタートした。振



「TOKYO OASIS」

り返ってみればこれもNbSのひとつの発想である。現在は、「座れる場所」など、快適に過ごせる場所のより多様な情報や「樹木情報（炭素固定量、CO2 吸収量含む）」、地上地下一体になったまち歩きルートの検索等の機能も加わった。新型コロナウイルス感染症の流行から3年経過し、人々が求めるまち、緑の在り方が大きく変化するなかで、利用者のアンケートを取りながら、まちと緑の新しい魅力や価値を模索している。

今後、世界的にさまざまな好事例が蓄積され、NbS の概念が明確に示されれば、生物多様性と気候変動への対策について、資金的にも制度的にも連携が深まり、より直接的結び付きが強まるだろう。COP15 や日本の国家戦略に、生物多様性の保全から社会的課題へのアプローチまで一歩踏み込んだ考え方が示されたことは画期的である。NbS が生物多様性と気候変動を結び付ける役割を担うことを期待している。

4. 今後の展開

本協会ではこれまで、大丸有エリアの企業や法人会員を対象として、CSV や SDGs の最新の動向に関するトピックについて、有識者と連携した学びの場を提供し、同時にコミュニケーションとネットワーク創出の場を展開してきた。今後は、行動変容を起こすのは次世代の子供たちであるとの考えから、本協会や参加企業が中学、高校、大学と連携することによる、STEAM（STEAM）教育の実践を目指す。教育の裾野を広げることは、環境だけではなく社会課題を解決し、企業のネイチャーポジティブ経営の支援にもつながると捉えている。企業の本社機能が集結するエリアのメリットを活かしながら、今後もプラットフォームとして情報を集約し、発信を続けていきたい。

（編集委員：荒尾章子 / 高城淳子）

棚田で円環的感性を取り戻す

認定 NPO 法人棚田ネットワーク事務局長 高桑智雄

棚田学の第一人者である中島峰広早稲田大学名誉教授が「日本の川は大陸の大河に比べれば、滝のようなもの」と語っていたのを聞いて、ハッとさせられたことがある。人が生きていくために大切なものの一つは、言うまでもなく「水」である。飲み水にしる、調理や農作物の栽培に使う水にしる、とにかく水がなければ人は生きていけない。そして、人類の発展において、この水の恒常的、そして利便的な使用があったことも確かであろう。だから世界の四大文明は、すべて悠久の大河のほとりに起こるわけである。

そうした大陸に対し、急斜な島国の日本列島には悠久の大河というものがない。険しい山脈に激しい雨が降り、その山脈からの無数の水の枝分かれが、あっという間に海に流れ込む。確かに日本の川は「滝」と言えるかもしれない。

棚田を起点とした水の円環

私が 10 年以上、縁あって通い続ける棚田がある静岡県松崎町石部地区（以下、「石部」という。）は、伊豆半島特有の急斜な山から 5km にも満たない小さな川が駿河湾に流れ込む小さな入江に発展した集落である。そして、その集落の上部、標高 120~250m のあたりに広がる石積みの棚田は、この小さな川の水を湛えて、昔からこの集落の人たちの生きる糧となってきた。

日本には、年平均 1,718mm の降水量があり、これは世界平均の約 2 倍に相当するというから、水には事欠かない。しかし日本の水の動きは忙しいのだ。私も時々雨の石部を訪れた時は、あまりの川の水の勢いに慄くことがある。それでもなんとなく安心できるのは、棚田が水を受け止めてくれるからなのかもしれない。

日本の国土の約 66% は森林で覆われている。言わずもがなこの森林の保水力が、この列島で人々が生きるための最初の基盤である。しかし、それだけでは文明は生まれない。この列島の人々は、その保水力のある山林の麓に棚田を築き、山に内在する水と表層を流れる水をうまく棚田で結びつけ、お米という一粒万倍のエネルギーに変えることができたからこそ文明が発展したと言えるのであろう。

石部にいると、この日本列島の昔ながらの水の循環を肌

で感じる。山々に雨が降り、森林がその水を保水する。山にはその水で成長するキノコや山菜という山の物がよく育つ。そして山から流れる水は、さまざまな有機物と共に棚田に引き込まれ、その水が呼び水となり、棚田の地下にあるミネラル豊かな水を吸い上げる。その有機物、ミネラルが豊富に溶け込んだ水が豊かな稲を育てるのだ。そしてまた藁などの多くの有機物が溶け込んだ水は海へと流れ、近海にイワシやキビナゴなどの海の物を引き寄せる。そして、その海から水は蒸発し雲となり、また伊豆半島の山々に雨を降らす。私たちがこの地で食べるお米や山の物、海の物が、すべてこの水の循環の中で作り出されるもの、いや大げさに言えば水の生まれ変わりであることを実感するのである。

日本人は、この激しく循環する水の流れを、中山間地に棚田を作ることで滞留させ、その水が生み出すエネルギーで、大陸とは違う文化や文明を築いて来たように思える。そもそも、大陸の文明は常に進化や発展を直線的に志向する傾向があるような気がするが、日本の文明は、どこか円環的である。それは文明の元である水が、大陸では大河の中流から下流へと直線的に流れるものであるのに対し、日本では、常に空、山、川、海、そしてまた空へと円環的に巡るという感じ方の違いから生まれるのかもしれない。

棚田の風景を見ると、どんな人でもなんとなく心が落ちつくのは、私たちがそんな自然の円環の中で生かされているという根源的な安心感を思い出すからなのであろう。

生まれ変わる藁

石部棚田には、昔ながらの伝統的な水の落とし口がある。石部は関東では珍しい石で法面（のりめん）を作る石積みの棚田で、その段差は高いところでは 2m 以上にもなる。その段差から次々と棚田に水を落としていくわけなので、そこには水をうまく落とす工夫が必要となる。各地の棚田でさまざまな形があるのだが、石部では、昔から藁を使って作る「蓑口（みのくち）」という伝統的な細工がある。

蓑口は、田起こしや畦切りが行われる 3 月頃、昨年刈り取って藁ぼっちとし、一冬保存した藁を使って作る。昔から決まっている水の落とし場所に、数本の藁束を束ねて下



石部の棚田風景



伝統的な水の落とし口「簀口」



から石積み押し付けていく。次に少しずつしながら上に新たな藁束を数本束ねたものを押し付け、それを藁縄で縛っていく。これを法面の高さに応じて、何段か重ねて最後に上段の棚田の水の捌け口に頭を土で固定して完成する。

昔はこの簀口を全部の棚田に、集落のお母さんたちが作ったそうだが、現在は一部の保存地域を除いて、プラスチックのパイプとなっている。ところがこのパイプでの水の入水は、勢いをコントロールできず、棚田で最も大切にされる、「盤（ばん）」（田んぼの底に固められた粘土層）を削り、長期的には棚田の保水力を脆弱にしまうという。

それに対し、簀口は毛細血管のように水を分散させながら、滴状に落としていくので、盤を傷つけない。しかも、水が多ければ自然と藁が広がり、水が少ない時は元の形に戻って有機的に水量を調整してくれるのである。しかも、夏頃には腐り始め徐々に溶け出し、秋の水を抜く頃には、田んぼの土に還り、新しい実りのための養分となっていくのである。そして、また稲は刈り取られ、藁はぼちちとして一冬保存され、再び春になると簀口に生まれ変わる。

私は、初めてこの藁の生まれ変わりに気づいた時、なんともこの簀口が愛おしく感じた思い出がある。ここにも日本の昔ながらの円環的世界観を感じないだろうか。直線的なプラスチックのパイプの水の流れは、手間がかからず便利ではあるが、そのプラスチックは土に還ることもなく、いつかは使い捨ての文明のゴミになってしまうのだろう。

サワガニの気持ち

つい最近、棚田で地元のお母さんからこんな話を聞いた。水の落とし口をパイプにすると、その水の入口のまわりの畦にサワガニがたくさん穴を開けて難儀なのだが、簀口だとなぜか穴を開けないようだ。なぜなのか、サワガニの気持ちになって考えてみた。多分、サワガニは直線的な前進を好まない生物である。何しろ横ばいしかできないのだから。おそらく、サワガニはパイプに一直線上に流されまいとそのまわりの畦にしがみつくと。そして自分のペースで移動するために、畦に穴を開けて進むのではないだろうか？

しかし、簀口だと一直線上に流されることはなく、その

都度藁に掴まれば、自分のペースで移動できるので、そもそも畦に穴を開けて進む必要がないのだろう。これは、完全なる私の想像なのだが、私も直線的にベルトコンベアーに載せられて進む人生が苦手で、行きつ戻りつ、時には脱線しながら生きていくことを好む横ばい人間なので、なんとなく一直線上に流されまいとして、畦にしがみつくと、穴を開けるサワガニの気持ちがわかるのである。

棚田保全に関わって確信したこと

私はもともと、マクロビオティックという日本の和食と養生思想が結びついた生活法を普及する仕事をする中で、その食事法の中心となる日本の米文化に興味を持ち調べていく内に、NPO 法人棚田ネットワークを知った。最初はその圧倒的な棚田のビジュアルに引かれて、興味本位で保全活動に参加したのであるが、特に石部棚田の現地活動をしていく中で、日本人がこの日本列島という自然環境の中で、どう折り合いをつけながら、どういう感性を育てて生きてきたのかを、棚田に教えてもらうようになった。そして、その日本人の円環的な感性は、今世界があまりにも直線的に突き進み、さまざまな環境的弊害を生み出している時代であって、きっと多くの人々に気づきを与えてくれるのではないかと確信するようになったのである。

皆さま、どうぞ棚田に足を運んで、その円環的感性を味わってみて下さい。

Profile

高桑 智雄 氏 Tomoo TAKAKUWA

認定 NPO 法人棚田ネットワーク事務局長

■執筆者略歴

1970 年生まれ。東海大学文学部日本文学科卒。同大学院修士課程修了。2005 年より NPO 法人棚田ネットワークの事務局スタッフとして、インターネットの情報発信・会報編集業務を担当。静岡県松崎町石部棚田でのお米作りプロジェクトに携わり、2012 年に事務局長に就任。マクロビオティックの普及活動をライフワークとし、桜沢如一資料室室長、『季刊マクロビオティックジャーナル』（日本 CI 協会）編集長を務める。

北海道支部 自治体等意見交換会

第16回 北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課との意見交換会

期日：2023年2月7日

開催報告

北海道支部では、北海道内の環境行政の現状と課題を把握することや、環境アセスメントに関わる技術者の継続的な技術研鑽等を目的として、2007年度から自治体等との意見交換会を開催している。

今年度の意見交換会では、北海道環境生活部環境保全局環境政策課の石井弘之 課長補佐（環境評価）にご出席いただき、「最近の道内アセス事例の傾向と課題」と題して話題提供いただいた。

また、北海道支部からは「当協会の活動状況」について紹介した。

なお、ここ数年コロナ禍の折、オンラインを併用したハイブリッド方式での開催が続いていたが、今回は、必要十分な感染対策（マスク着用・アルコール消毒の実施等）を講じつつ、対面形式により意見交換会を開催した。参加者は北海道支部の運営委員8名及び会員11名の合計19名であった。

1. 北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課からの話題提供

石井課長補佐から、①環境影響評価の手続状況、②北海道環境影響評価審議会での審議の傾向、③チェックリスト（北海道版）の活用等について話題提供をいただいた。

①環境影響評価の手続状況

北海道内における条例アセスの審査件数の推移のほか、現在の風力発電所の事業計画と関連して配慮書、方法書、準備書、評価書の審査手続の進捗状況・件数、及びこれらの審査に要する手続期間の実情と課題について紹介がなされた。

また、風力発電所に関しては、2021年10月31日より法アセスの規模要件が引き上げられたところであるが、ほかの自治体での動向を踏まえつつ、道条例アセスへの適用の考え方について紹介がなされた。

②北海道環境影響評価審議会での審議の傾向

代表的な知事意見として、「専門家からの意見聴取」「検討対象エリアの設定の考え方」「利害関係者との相互理解の促進」等を取り上げ、知事意見の背景や見解のポイント、また、質疑されることの多い質問の事例やその趣旨・背景等について紹介がなされた。

このほか、個別的事項（調査手法論等）に関して、審議会委員からの指摘のトレンドについても紹介がなされた。



意見交換会の様子

③チェックリスト（北海道版）の活用

環境影響評価の審査を合理的、効率的に進めるためのツールのひとつとして、各手続段階でのチェックリストとその活用方法について紹介がなされた。

2. 当協会の活動状況

事務局より、協会の活動概要、環境アセスメント士認定資格制度について説明した。

協会の活動概要としては、協会の概要、会員数、協会会員の業種構成と地域分布、協会の組織体制、環境アセスメント業務の売上高、セミナー・研修会活動実績、北海道支部における活動実績等について紹介した。

環境アセスメント士認定資格制度に関して、資格制度の必要性と目的、仕組み、資格試験について紹介した。また資格制度活用に向けた取組として、環境アセスメント士は、2016年度より国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」として登録されたこと等も説明した。

3. 意見交換

北海道内では、風力発電所の導入拡大が進んでおり、近隣事業を含めた累積的な影響を踏まえた予測評価等について質問がなされ、北海道環境生活部環境保全局環境政策課と当協会北海道支部との意見交換が進められた。また、環境影響評価案件の増加にともない、地域の環境情報が蓄積されるなかでの既往データの有効活用や、専門家の高齢化が進むなかでの環境アセスメント熟練実務者・有資格者による新たな人材登用の可能性等についても意見交換がなされた。

（レポーター：（株）ドーコン 辰巳健一）

東北支部 情報交換会

期日：2023年2月7日

開催報告

1. はじめに

今回の環境省東北地方環境事務所との情報交換会は、東北支部においては初の試みとなる女性技術者交流会として開催した。女性技術者としてご活躍されている2名にご講演いただき、講演後は、女性の活躍推進や働きやすい職場づくりについて、職場や個人の課題・問題点等をグループごとに話し合った。

2. 講演

まず、田中菜摘技術士事務所の田中菜摘氏から「アセスの仕事で20年～私を支えたシスターフッド～」と題し、ご自身の来歴とそのライフイベントごとに直面した女性ならではの問題や、これからの働き方についてご講演いただいた。次に、環境省東北地方環境事務所八戸自然保護官事務所自然保護官の西澤文華氏から「環境省女性技官@八戸の現在地～いままでとこれから～」と題し、レンジャーの実際の仕事についてご紹介いただき、仕事の特性上生じる悩みや将来への不安などをお話いただいた。



講演の様子（左：田中菜摘氏、右：西澤文華氏）

3. グループディスカッション

各グループで活発な議論が行われ、現場における女性ならではの苦悩などさまざまな意見が出された。社内に女性技術者のロールモデルがないため、将来がイメージできず不安であるという意見や、それらの不安を共有する場が不足していることも問題であるといった意見もあげられた。

4. まとめ

グループディスカッションで出された意見をもとに、田中氏から以下のように総括をいただいた。

女性技術者の職場環境は以前に比べ改善しているものの、未だ問題が山積しているのが現状である。これらの問題の



グループディスカッションの様子

多くは、コミュニケーション不足による相手の状況への不理解が原因のひとつと考えられる。問題解決のためには社内でのコミュニケーションを密に取り、社員の不安・不満等を管理職が把握したうえで、それらの対策を会社の経営方針・制度に組み込んでいくことが重要である。また、今後は高齢化社会に向けて介護に携わる人が増え、男女問わず時短で働く人が増加すると予想されるため、女性の働き方に関する問題は、多様化するライフスタイルに合わせた働き方の問題へと転換していくと考えられる。さまざまなニーズに寄り添った職場づくりをいかに進めていくかが、われわれの業界だけではなく社会全体にとっての課題となる。

5. おわりに

以下、参加者の感想より抜粋する。

- ・ここ数年で、社内の女性技術者が増えてきたと実感していましたが、今回、20名近くの女性技術者が参加し、世のなかにも女性技術者が増えてつつあることを再認識できました。これまで同業他社の女性技術者と会う機会があまりなかったので、今回参加された方達との繋がりを活かしていけるよう、一技術者として今後も頑張りたいと思いました。
- ・「女性の働きやすさ・生きやすさは、ひいては多様な人達の働きやすさ・生きやすさに繋がっていく」という言葉に非常に共感しました。これまでは仕事をこなせていれば良いと問題から目を逸らしてしまっていたのですが、今回参加したことで、同じ立場の女性技術者達とさまざまな角度から仕事や人生について話し合うことができ、自分と職場を見つめ直す良い機会になりました。仕事の都合で来られなかった人や、あまり興味がなく来なかった人もいるかと思いますが、大変もったいない！ぜひ、またこのような場を開いていただけると嬉しいです。

（レポーター：（株）エコリス 野口侑璃奈）

定期アンケート調査報告

環境アセスメント業務等の売上額、従業員数、資格保有状況等の現状及び協会活動に関する会員の意見等について2021年度を対象としたアンケート調査を実施した。68社から回答が得られ、回収率は51.1%であった。

1. 会員の地域分布及び業種区分

会員数は2023年3月現在133法人であり、昨年度同時期に比べ1社減少した。会員の分布は関東（53%）が過半数を占め、次いで東海（10%）、九州・沖縄（8%）、中国（7%）、近畿（6%）であり、北海道、東北、甲信越、北陸、四国は2~3%となっている。

会員の業種区分は、最も多いのが「専門サービス業」（建設コンサルタント業、測量業等）の69%、次いで「その他事業サービス業」（環境測定・分析業等）23%であり、この2業種でおおむね92%を占める。そのほか「総合工事業」、「情報サービス業」及び「その他」の業種で構成されている。環境アセスメントに関連する多様な業種によって構成されていることが当協会の大きな特徴であり、協会活動を考える場合、その特徴を十分に活かすことが求められている。

2. 環境アセスメント及び環境関連業務の売上

環境部門の2021年度の売上は、実績ベースで見ると回答63社合計で825.0億円である（表-1）。環境部門の売上を回答率で割戻し、会員全体の値を推定すると、2019年度1,254億円、2020年度1,399億円、2021年度1,742億円となり、2020年度に比べて売上額は増加し、2021年度の1社平均の売上額は13.10億円となった。環境部門の売上の内訳を見ると、環境関連業務の2021年度の売上額は環境アセスメント業務の売上額の約1.9倍であった。

2021年度の外注費は、回答54社合計で197.0億円、1社平均で3.52億円となっており、2020年度と比較して増加を示した。売上に対す

る外注費率は2020年度の23%に比べて1ポイント増加し、24%となった（表-2）。

3. 環境関連部門にかかわる従業員経験年数

環境関連業務に従事する従業員数を経験年数別に集計し、表-3に示した。

これを経験年数別に見ると、2020年度の1社平均従業員数は64.1人で、内訳は経験年数5年未満15.9人、5年~13年未満14.0人、13年以上34.2人となっており、13年以上勤務している技術者が最も多い。なお、年度ごとの従業員数は、回答のあった会社の規模により大きく変動するため直接の比較はできない。

4. 環境アセスメント士、技術士等資格保有状況

環境アセスメント士、技術士及び技術士補の3つの資格について経験年数別に保有者数を集計し、表-4に示した。

2021年度の1社平均の資格保有者数は、環境アセスメント士4.4人、技術士24.3人、技術士補8.9人であるが、

■表-1 環境部門の売上

単位：億円（実績）

区分	2019年度		2020年度		2021年度	
	回答62社計	1社平均*	回答55社計	1社平均*	回答63社計	1社平均*
①環境アセスメント業務	197.9	3.3	211.5	3.85	284.8	4.52
②環境関連業務	336.0	5.69	362.5	6.59	540.2	8.58
合 計	533.9	8.99	574.0	10.44	825.0	13.10

*1社平均は業務区分に回答のあった会員の平均値であり、全体の回答社数で除した平均ではない。

■表-2 環境部門の外注費

単位：億円（実績）

区分	2019年度		2020年度		2021年度	
	回答60社計	1社平均*	回答50社計	1社平均*	回答54社計	1社平均*
①環境アセスメント業務	41.8	0.82	58.4	1.17	91.6	1.64
②環境関連業務	71.7	1.43	73.8	1.48	105.4	1.88
合 計	113.5	2.25	132.2	2.64	197.0	3.52

*1社平均は業務区分に回答のあった会員の平均値であり、全体の回答社数で除した平均ではない。

■表-3 経験年数別従業員数

単位：人

区分	2019年度		2020年度		2021年度	
	回答68社計	1社平均※	回答59社計	1社平均※	回答68社計	1社平均※
経験5年未満	376	5.5	354	6.0	1,078	15.9
経験5年~13年未満	357	5.3	424	7.6	955	14.0
経験13年以上	1,250	18.4	1,146	19.8	2,324	34.2
合 計	1,983	29.2	1,924	33.4	4,357	64.1

*1社平均は経験年数区分に回答のあった会員の平均値であり、全体の回答社数で除した平均ではない。

■表-4 経験年数別資格保有状況

単位：人

区分	2019年度						2020年度						2021年度					
	回答71社計			1社平均*			回答59社計			1社平均*			回答68社計			1社平均*		
	アセス士	技術士	技術士補	アセス士	技術士	技術士補	アセス士	技術士	技術士補	アセス士	技術士	技術士補	アセス士	技術士	技術士補	アセス士	技術士	技術士補
経験5年未満	5	4	114	0.1	0.1	2.3	3	10	93	0.1	0.2	1.6	6	81	95	0.1	1.2	1.4
経験5年~13年未満	36	69	110	0.8	1.5	2.4	43	83	108	0.8	1.5	1.9	69	229	134	1.0	3.4	2.0
経験13年以上	171	665	416	3.1	10.2	9.2	178	630	351	3.1	10.9	6.1	227	1,337	371	3.3	19.7	5.5
合 計	212	738	640	4.1	11.8	13.9	224	723	552	3.9	12.5	9.6	302	1,647	600	4.4	24.3	8.9

*1社平均は資格別の経験年数区分に回答のあった会員の平均値であり、全体の回答社数で除した平均ではない。

アセス士：環境アセスメント士



REPORT 2

第2回 JEAS サロン

演題 風力発電施設のバードストライクと環境影響評価

演者 徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授

河口洋一

期日：2023年2月16日

環境アセスメント士数に大きな変化は見られない。経験年数別の資格保有者数を見ると、環境アセスメント士、技術士、技術士補ともに経験年数13年以上が最も多くなっている。

5. 従業員の出身学部

従業員の出身学部は、これまで同様、工学系、理学系、農学系、水産学系が圧倒的に多い。この傾向は、経験年数に関係なく若年層からシニアまですべての年齢層に共通である。そのほか、医薬系、文化系、芸術系学部出身者を採用している企業もある。また、近年、環境系の学部や学科が増加したことから、環境系学部の出身者が増加している。環境アセスメントの目指す持続可能な社会は環境、経済、社会の統合的な向上を求めている、今後も広く環境系の学問を修めた従業員の活躍の場が増えていくことが期待される。そのほか、情報系学部の出身者も見られ、近年、重要性が高まっているデータサイエンス分野の技術者に対するニーズが高まっていると推察される。

6. 協会活動への評価

協会活動に対する評価では、「非常によくやっている」16%（2020年度17%）、「よくやっている」54%（2020年度49%）と7割がおおむね肯定的意見を示している。一方、「ややものたりない」という意見が1件あった。

協会に対し希望する活動としては、環境アセスメント士の資格価値向上の取組や、省庁に対する協会活動のアピール強化、若手技術者の積極的な参加を促す協会運営を望む声があった。また、オンラインセミナーが増え、参加しやすくなったことを評価する声があった。

7. 協会活動に対する意見

協会活動に対する自由意見の概要は以下のとおりである。社内の体制づくりに資する情報提供への期待、広く一般に向けた情報発信への期待やアセス図書のデータベース化や公開に対する要望の意見が寄せられた。

- ①社会情勢の急速な変化、組織・人材の流動化にも対応できる環境アセスメントの実施体制づくりや技術継承について、協会の情報を参考にしたい。
- ②環境アセスメントを広く一般にも理解、認識してもらえるようセミナー等の情報を発信する機会を増やしてほしい。
- ③法・条例に基づく環境影響評価書のデータベース化・公表に取り組んでほしい。

定期アンケートで会員から寄せられたご意見等については、その内容について十分に検討し、今後の協会活動に速やかに反映していく必要がある。

最後に、定期アンケートにご協力いただいた皆さまに心よりお礼を申し上げます。

（レポーター：応用地質（株） 太田垣貴啓）

JEASでは、2021年度から協会会員に気軽に参加いただける場として、JEASサロンを開催している。第2回JEASサロンでは「風力発電施設のバードストライクと環境影響評価」として河口洋一先生（徳島大学大学院准教授）にリモートでご講演をいただいた。河口洋一先生は環境省がまとめた「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」（2022年8月）の作成に委員として関わられており、本テーマは会員からの関心も高く、参加者は78名と多かった。

講演では、オジロワシのバードストライク（苫前での事例）、渡りと地形の関係、測距双眼鏡の活用についてお話をいただいた。バードストライクの瞬間を捉えた映像が流され、文字だけでは伝わらないリアルな痛々しさを感じることができた。講演のなかでは海岸付近の風況と海ワシ類の飛翔の関係について解説があり、①海岸線に沿って海ワシ類は飛翔する傾向があること、②海岸崖の地形は上向きの風が強くなり、上昇風を使って飛翔高度を上げること、③海岸崖上の近くに風力発電施設が設置されるとバードストライクの発生の危険性が高いこと、④平坦地形では小型風車でも危険があることなどの知見が報告された。海ワシ類の行動は物理的にも理屈に則ったものであり、鳥類の専門家でなくとも納得ができる合理的なものであった。地形や気象状況等から海ワシ類がよく利用する空間を予測し、風力発電施設の立地条件を考慮することが重要であり、講演のなかで紹介された風況シミュレーションは発電量の側面だけでなく、バードストライク対策にも利用できることがうかがえた。

また、海外のバードストライクの事例紹介もあり、事故の発生が多いスペインのタリファでは、事業者はバードストライク対策として鳥の観察者を雇い、風車に近づくハゲワシがいる場合、風車を止めるという対応をしているとのことであった。風力発電施設の設置位置や施設の運用方法などさまざまな方策を駆使することで、バードストライクの発生が抑えられることが理解できた。

JEASでは、今後も会員の皆さまの関心の高いテーマについて企画を進めてまいりますので、気軽にご参加いただきますようお願いいたします。

（ムラタ計測器サービス（株）：福池 晃）

令和5年度通常総会／懇親会

一般社団法人日本環境アセスメント協会は、5月26日にルポール麹町にて令和5年度通常総会を開催した。新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが引き下げられ、今年度は全国から昨年度を上回る会員が参集した。

以下に当日の総会決議事項等、そして4年振りに開催された総会後の懇親会の様子を併せて報告する。



総 会

出席会員数は、委任状を含めて108法人となり、本総会が成立することが確認された。島田克也会長が総会の開会を宣言し、議長に選任された。

報告事項として「令和4年度事業報告」、決議事項として「令和4年度決算」の説明があり、高塚敏監事から決算報告等が適正である旨の監査報告が行われた。引き続き「令和5年度事業計画」「令和5年度予算」及び「役員選任の件」の説明があり、すべての議案は本総会において異議なく承認された。

令和5年度事業計画 (2023年4月1日～2024年3月31日)

1. 事業活動方針

現在の世界は大変革の時代を迎えていると言われ、社会や経済の仕組・在り方が大きく変わりつつある。

2023年度は、昨年度に引き続き「JEAS 新中長期ビジョン(2018～2027)」の実施計画である「中期計画2022～2024」に基づき、社会情勢の変化や会員の要望に柔軟に対応した活動を進め、協会を取り巻く情勢変化を注視・分析しつつ「未来を切り拓く環境アセスメント」の実現に向けて活動していく。

なお、本年度の協会全体の活動テーマとして「生物多様性国家戦略」「脱炭素」「グリーンインフラストラクチャー」を設定している。

【令和5年度 主要施策】

- ・再生可能エネルギー分野の環境アセスメントの進展への貢献
- ・自然的・社会的リスクに対する環境アセスメントの貢献
- ・本部・支部一体となった活動の推進による会員サービスの向上
- ・ベトナムとの海外交流を通じたアジア地域の持続的発展への貢献

- ・環境アセスメント士の活躍の場の拡大
- ・若い世代・中堅技術者の育成や大学生を対象とした業界PRなど会員の人材確保や人材育成サポート
- ・最新の環境の問題・課題についてのセミナー・サロンを通じた情報発信

2. 事業内容

(1) 実施事業(公益目的事業)

1) 公開型セミナー開催事業

A. セミナー委員会

今年度の本部公開型セミナーは、話題性のあるテーマなどを題材に、セミナー・シンポジウムを年3回程度開催する。また、支部共催セミナーは、本部・支部間の交流・活性化を目的として、年1回公開型セミナーを開催する。

B. 各支部

支部活動の充実に向け、最近の環境施策動向を踏まえ環境影響評価に関する技術・情報の伝達・普及を行うため、公開セミナーを開催する。各支部の地域性等を踏まえ、北海道支部、関西支部、九州・沖縄支部で1～2回開催する。

2) 環境アセスメント士認定資格制度事業

環境アセスメントの信頼性の向上と円滑な運用のため、環境アセスメント業務に専門特化した「環境アセスメント士」認定資格制度第19回試験を2023年11月23日(祝・木)に、札幌、東京、大阪、福岡の4会場で実施する。

(2) 収益事業等

1) 企画部会

企画運営委員会は、「中期計画2022～2024」に基づき、政策提言・研究提案活動、環境アセスメント技術の応用や会員メリットに繋がる活動について検討を進めるほか、「環境調査・分析技術検討グループ」を設置し、会員の事業展開に資する活動方針を定める。

海外交流グループは、アジア諸国、特にベトナム国との交流を進め、海外の脱炭素、環境アセスメント、環境社会

配慮等に関する事業環境や技術等に関する会員向けセミナーを開催する。

積算資料グループでは、2023 年度中に積算資料の改訂版の発行を行うほか、環境技術の進捗・調査手法の変化を踏まえた見直し事項の検討を継続する。

2) 広報部会

情報委員会は、過年度に引き続き関係官庁からの情報受信、協会からの情報発信等、協会事務局の情報システムに関する事項を中心として情報管理、情報発信を行うほか、環境省、国土交通省、経済産業省、農林水産省との情報交換を開催する。

JEAS ニュース編集委員会は、機関誌 JEAS ニュースを年 4 回発行する。誌面構成は、特集、エッセイ、JEAS レポートほかで構成する。

3) 研修部会

セミナー委員会は、会員向けセミナーを年 2 回程度、野外セミナーを年 1 回開催する。

教育研修委員会は、環境アセスメント入門研修会、実務研修会、環境アセスメント士受験講習会、技術士受験講習会及び技術交流会を各 1 回開催する。

4) 研究部会

自然環境影響評価技法研究会は、定量的な予測及び評価

手法の実用化に向けた検討を進める。

条例アセス研究会は、制度の運用状況や社会情勢等を踏まえ、住民参加の在り方やポジティブ・アセスに関する調査・研究を進める。

制度・政策研究会は、分かりやすい環境影響評価に着目し、社会動向を考慮したアセスメント制度や政策に関する検討を進める。

新領域研究会は、新領域への環境アセスメント技術の活用・展開に向け、環境アセスメント分野全般における課題に関する検討を進める。

5) 支部活動

最近の環境施策動向を踏まえて、環境影響評価に関する技術・情報の伝達・普及を行う。また、地方自治体等との交流・連携を推進し、オンライン方式の活用により、各種セミナー等を実施する。

6) 環境アセスメント関連行事のほか

環境アセスメント関連行事のうち、協会が適切と認める事業については積極的に協賛活動等を実施する。

7) 受託事業

環境アセスメント関係機関からの事業に関する技術の調査・研究等の業務を受託事業として実施する。

(編集委員：二川郁子)

新任役員の紹介



理 事 九州・沖縄支部長

安仁屋 真勝

(株) 沖縄環境保全研究所

このたび、弊社新垣の後任として九州・沖縄支部長を務めさせていただくことになりました。私は、長年各種環境調査や環境影響評価等の企画提案及び積算業務を担当してきました。現在は、後進の育成に

取り組んでおります。これまでに培ってきたスキルを活かして九州・沖縄支部をはじめ当協会の発展に少しでも貢献できればと考えております。何卒よろしくお願いいたします。



理 事 北海道支部長

工藤 晃央

(株) ドーコン

このたび、弊社佐藤の後任として北海道支部長を務めさせていただくことになりました。私は生き物の保全をライフワークとしつつ、さまざまなアセス業務に携わって参りました。これまでの経験を活かし、

業界が抱える若手の育成、技術の継承等の課題に正面から取り組み、北海道支部をはじめ協会の発展に貢献していきたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。



理 事 企画運営委員会委員長

佐々木 智行

八千代エンジニアリング (株)

このたび、企画運営委員会委員長を務めさせていただくこととなりました。これまで、建コン技術者として生活環境に係る業務を中心に携わってまいりましたが、協会活動では、環境アセスメント技術活用に

よるカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ等の環境課題解決に向けた取り組みの活性化に努めていきたいと考えておりますので、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

懇親会

通常総会終了後、会場を移し、100名の出席者を迎えて、大森彰夫事務局長の司会により懇親会が開始された。



島田克也会長

冒頭、島田克也会長より開会の挨拶があった。挨拶は来賓の方々へのお礼の言葉から始まり、「JEAS 中長期ビジョンに基づき協会活動の軸を決めています。今年度は、再エネのアセスへの貢献、災害、健康リスクへのアセス技術活用の検討、環境アセスメント士の活躍の場の検討、中堅・若手技術者の育成、大学生へのPRなどの活動を通じて、“未来を切り拓く環境アセスメント”の実現に向けて努力して参ります。」と抱負を述べた。

続いて、ご来賓を代表して、環境省環境事務次官和田篤也氏から「環境アセスメント法の基本精神が今の環境省を牽引してきたと思っています。環境省では、より良い環境を目指した基準型からの脱却、対策技術を重視した省令・情報発信に力点を置いてきました。再エネだけでなく、合意形成や協議の重要性が増してきています。貴協会の益々のご発展と、アセス制度がこれからさらに環境行政を牽引していくことをご期待申し上げます。」とお言葉をいただいた。



和田篤也氏



上田康治氏

環境省総合環境政策統括官上田康治氏からは、乾杯の挨拶として、「2050年カーボンニュートラル実現のためには、この10年が勝負です。その間でいかに早く、地元に受け入れられる再エネを普及していくか、そのスピードと合意形成の両立のためには更なる工夫が必要です。カーボンニュートラル、サーキュラエコノミー、ネイチャーポジティブを統合的に進めていかなければなりません。アセス制度は、それらの統合的アプローチの1つの象徴です。貴協会の益々のご発展、皆さまのご多幸ご発展を祈念いたします。」と述べられた。

乾杯に引き続き、並べられたご馳走をいただきながら、ご来賓の方々や会員相互の歓談の時間となった。

その後、環境省環境影響評価課長大倉紀彰氏から「先日、閣議決定された海洋基本計画において、洋上風力を2040年までに4,500万kWという導入目標が掲げられました。カーボンニュートラル達成のためには、コミュニケーションが重要で、そのた



大倉紀彰氏

めに皆さんの知恵と力が必要です。そして将来の人材育成が肝になります。」とお言葉をいただいた。



相澤寛史氏

環境省環境影響審査室長相澤寛史氏は「行政は皆さま方と二人三脚で進めていくものだと思います。洋上風力のような分散型エネルギーを増やしていくためには知恵袋が必要です。貴協会の皆さま方のご発展に繋がるような、政策を展開していくことが重要だと思っています。」と述べられた。

環境アセスメント学会会長藤田八暉氏からは、「先般、当学会から環境省に“図書の制度的公開について”という提言をしました。以前からの課題でもあった図書の公表について制度的な担保が必要だ、というものです。これは、貴協会の皆さま方にも重要なことだと思いますので、環境省の支援をしながら協力して進めて参りたいと考えています。協会設立45周年おめでとうございます。」とご挨拶をいただいた。



藤田八暉氏



早水輝好氏

土壌環境センター副会長早水輝好氏からは、「貴協会と当協会は似ているところがあり、共通の悩みもあろうかと思います。ぜひ当協会への加入を検討いただきたい。貴協会と当協会、両方の発展を祈念いたします。」とご挨拶をいただいた。

(株)脱炭素化支援機構取締役常務執行役員永島徹也氏からは、「脱炭素に対する資金需要は沢山あるものの、事業として見極めるのが非常に難しい。脱炭素をはじめとして、環境への影響をどのように評価するか、評価したことにより事業の社会的評価を高めるにはどうしたら良いか、貴協会とも意見交換しながら進めていきたい。」とご挨拶をいただいた。



永島徹也氏



工藤俊哉副会長

途中、国土交通省大臣官房参事官森下博之氏、環境省環境影響評価課課長補佐曾田義明氏、同課長補佐山王静香氏の紹介、そして通常総会で選任された3人の新任理事の紹介と挨拶があり、最後に工藤俊哉副会長が「アセスの知見を次の世代に繋いでいっていただきたい。」と述べ、中締めとなった。

(編集委員：二川郁子)

JEAS 資格・教育センター便り

1. 環境アセスメント士の資格登録

環境アセスメント士は、環境省の人材認定等事業のデータベースに登録されていると共に、環境省における請負・委託業務の発注にあたってその活用が進められています。

また、国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録（登録番号：品確技資第 110 号）（建設環境：調査：管理技術者）」を受けております。

2. 2023 年度の環境アセスメント士認定資格試験受験申込について

- (1) 受験申込受付開始：2023 年 9 月 1 日（金）から受験申込受付を開始します。申込書は協会ホームページからダウンロードしてください。

<https://jeas.org/>

「受験の手引き」は協会ホームページに掲載しています。

受験料：12,000 円

- (2) 受付終了日：2023 年 10 月 25 日（水）
(3) 試験日時：2023 年 11 月 23 日（木・祝）
10 時～16 時 45 分
(4) 試験場所：札幌、東京、大阪、福岡
（2024 年度の試験会場は仙台、東京、大阪、福岡の予定です）
(5) 過去問題集：2019～2022 年度までの過去問題集を販売中です。詳細はホームページをご覧ください。「生活環境部門」、「自然環境部門」に分かれています。

3. 2023 年度の資格更新

2023 年度の資格更新手続については、2024 年 2 月 1 日（木）から 4 月 30 日（火）まで受付を行います。

対象者は資格の有効期限が 2024 年 3 月 31 日の方であり、2018 年度に登録された方（登録番号が H30 で始まる方）については初回更新時期にあたります。詳細についてはホームページ中の「資格更新の手引き」（2023 年度版は 8 月頃に公表予定）でご確認ください。所定の更新をされていない方は資格保留状態となっております。資格保留状態の方の更新条件は「資格更新の手引き（保留中の方）」（2023 年度版は 8 月頃に公表予定）にてご確認ください。

4. JEAS-CPD 記録登録について

環境アセスメント士の技術レベルの維持・向上、倫理観の涵養等を図るため、継続教育を義務付けております。

- ・詳細はホームページの「JEAS-CPD ガイドブック」にてご確認ください。
- ・CPD 記録登録の内容を一部変更しておりますので、ご確認をお願いいたします。
- ・記録登録の受付は随時行っております。

（資格・教育センター事務局）

◆ 委員追加募集のご案内 ◆

JEAS で活動する以下の 3 つの委員会で、メンバーを追加募集しています。

- ・積算資料グループ（企画運営委員会）
- ・JEAS ニュース編集委員会
- ・教育研修委員会

この機会に JEAS の活動に参加することで、同業他社の技術者との交流や、スキルアップ、人脈づくりなどに繋げてみませんか。オンラインやハイブリッドによる活動もあり、支部会員など地方在住者でも参加しやすくなりました。さまざまな地域や年齢層、キャリアの委員があなたの参加をお待ちしています。また、各委員会活動は、環境アセスメント士の継続教育制度（CPD）の対象になっています。

詳しくは協会ホームページの会員専用ニュースをご覧ください。

<https://jeas.org/>

1. 積算資料グループ（企画運営委員会）

積算資料グループで作成している「環境影響評価業務積算資料」は、官公庁の積算資料の作成に役立つほか、民間事業者への営業資料としても参考となる資料です。グループのメンバーはさまざまな専門や知識、経験を持った人員で構成しており、資料作成にあたっては、最新の知見や情報を持ち寄りつつ、積算にあたって必要な調査・予測の内容や数量等を意見交換しながら検討を進めています。

- ・募集人数：1～3 名程度（現在の活動委員数：11 名）
- ・委員会開催頻度：月 1 回程度
- ・委員会開催方式：ハイブリッド方式

2. JEAS ニュース編集委員会

年 4 回発行している JEAS ニュースの編集作業を行っています。JEAS の活動を協会内外にアピールする大切な役割を担っています。編集活動や取材をとおして、官公庁、企業、研究機関などさまざまな主体と交流を持つ機会があります。また、常に「読んでもらえる誌面づくり」を心がけることで、報告書など成果物作成のスキルアップにも繋がります。

- ・募集人数：1～3 名程度（現在の活動委員数：11 名）
- ・委員会開催頻度：月 1 回程度
- ・委員会開催方式：ハイブリッド方式

3. 教育研修委員会

主に会員向けの講習会や研修会等を企画運営しています。技術士・環境アセス士受験講習会やアセス入門研修会・実務研修会、技術交流会の運営をとおして最新の技術動向に触れる機会も多く、自身のスキルアップに繋がるほか、同業他社のアセス技術者と交流を持つ機会も多く得られます。

- ・募集人数：1～3 名程度（現在の活動委員数：11 名）
- ・委員会開催頻度：月 1 回程度
- ・委員会開催方式：ハイブリッド方式

協会活動記録

研修部会

令和5年度技術士第二次試験受験講習会
(オンライン) 42名

2023年5月19日(金)

(1) 技術士第二次試験の受験対策
～技術士試験の概要、筆記試験対策、口
頭試験対策～

日本工営(株) 福田悠太

(2) 合格体験談

①建設部門 建設環境
日本工営(株) 小口孝裕

②建設部門 建設環境
八千代エンジニアリング(株) 山本菜月

③建設部門 建設環境
アジア航測(株) 塚本祐樹

④環境部門 環境影響評価
八千代エンジニアリング(株) 塚川佳介

⑤環境部門 環境影響評価
アジア航測(株) 水口理絵

第19回技術交流会の開催について(予告)

研修部会では、会員相互の技術交流や業務の活性化ならびに会員の有する環境アセスメント関連技術の内外への発信などを目的として、第19回技術交流会の開催を予定しております。

9月に協会ホームページに「技術紹介申込み受付」を公開する予定ですので、会員の皆さまには本会の趣旨をご理解いただき、各社の技術紹介にご活用いただきますようお願い申し上げます。

1. 開催趣旨

当協会の会員は、環境アセスメントに関するそれぞれの得意な分野と技術を有しており、これら蓄積された技術やノウハウを、この技術交流会を通じて会員相互に紹介・PRすることで、会員各社の業績向上・発展に資するものと考えます。また例年、本会には関係省庁、自治体などからの参加もあり、技術だけでなく会員内外の交流の場、会員会社のPRの場、ビジネスチャンス、若手育成の場としてもご活用いただけると期待しております。

2. 開催日時、会場

2023年12月上旬 東京23区内

(昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式により開催しましたが、今年度は会場とオンラインを併用したハイブリッド形式での開催を予定しています。)

3. 技術紹介の形式

技術紹介は、①口頭発表、②パネル展示、の2形式(両方への申込みも可)

4. 技術紹介申込み

9月より受付開始予定(協会ホームページにて詳細を公表予定)

※技術交流会での発表及び展示の内容は、JEASニュースに掲載し、協会ホームページでも公表します。

環境アセスメント学会からのお知らせ

2023年度研究発表大会開催のご案内

環境アセスメント学会の2023年度研究発表大会は、千葉大学西千葉キャンパスで開催する予定です。本大会では、口頭発表のほか、シンポジウムと特別集会、ポスター発表、技術展示などが行われます。JEAS会員の皆さまも奮ってご参加ください。

1. 開催日時: 9月1日(金)～2日(土)

2. 開催場所: 千葉大学 西千葉キャンパス

〒263-0022 千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33

3. 開催方法: 現地での開催とともにオンラインを併用したハイブリッドによる開催

※前日午後、同会場にて環境省主催・環境アセスメント学会後援のシンポジウムが開催される予定です。

※詳細については、学会のホームページをご参照ください。

第12回JEASフォトコンテスト(2024年度JEASニュース表紙写真募集のご案内)

2024年度のJEASニュースの表紙を飾る写真をコンテスト形式で募集します。テーマはこれまでと同様「日本の四季」です。未来に残したい日本の風景、行事、季節感あふれる作品の応募をお待ちしております。採用された方には、商品券(1万円分)を授与します。詳細は協会ホームページにてご確認ください

募集概要

・テーマ: 日本の四季

・採用作品数: 春夏秋冬各1点、合計4点

・募集期間: 2023年7月1日(土)～2024年1月19日(金)必着

・写真規定: カラー写真(プリントの場合は六切程度、デジタルの場合はおおむね500万画素以上)

・結果発表: 2024年4月1日発行のJEASニュース181号で発表、同誌を協会ホームページに掲載

応募・お問い合わせ

(一社)日本環境アセスメント協会 JEASニュース表紙写真選考委員会宛

新規入会正会員の紹介

(株) 福田組

代表取締役社長 荒明正紀

〒951-8668

新潟県新潟市中央区一番堀通町3番地10

電話 (025) 266-9111

(担当) 土木技術部環境技術課 課長

小林正利

野生動物のロードキル

Wildlife Roadkill in Japan

From Wildlife Management to Road Ecology

柳川 久[監修] /

塚田英晴・園田陽一[編]

A5判 340頁

定価5,500円(税別)

東京大学出版会

(2023年1月10日)発行

ISBN978-4-13-060246-4



「ロードキル」とは、道路上で起こる野生動物の事故死を指す言葉。本書では主に哺乳類の自動車による轢死を対象としている。日本全国ではさまざまな動物がロードキルによって死亡しているが、本書の作成にあたっては20名に及ぶ多彩な執筆者が集い、日本における最初の、そして最新の全国レベルでのロードキル研究成果を集大成した図書である。

最寄りの書店、もしくは下記HPよりご注文下さい。

<https://www.utp.or.jp/book/b614692.html>

編集後記

「ムジナモを石川県のため池から発見」との報道を見た方も多いと思います。ムジナモは今注目の牧野富太郎博士が命名記載した種で、日本国内では野生絶滅と考えられていました。これは、放棄されたため池の周辺環境が変わり、埋土種子から発芽、繁茂したものが確認されたと推測され、改めてため池の重要性が注目された事例です。また、一昨年は昆虫の絶滅種と考えられていたキロネケイハムシが琵琶湖で見つかっています。多くのものが失われた日本の水辺環境にもまだまだ貴重な自然が残っていると考えられます。6月1日には、日本の水辺環境に大きな影響を与えているアメリカザリガニ・アカミミガメが条件付特定外来生物に指定され、規制が設けられました。この規制により日本の水辺環境が復活することを期待したいと思います。(編集委員 野中俊文)